

議案第 120 号

延岡市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の特例に関する条例の制定

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

提出者 議会運営委員会

委員長 佐藤 誠

延岡市議会議長 佐藤 勉 様

延岡市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の特例に関する条例

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、延岡市特別職職員給与条例（平成11年条例第3号）第3条第2項の規定にかかわらず、議長にあつては月額500,000円と、副議長にあつては月額456,000円と、議員にあつては月額420,000円とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる議員報酬の月額は、同条例別表第2に定める額とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 122 号

延岡市議会の議決事件に関する条例を廃止する条例の制定

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

提出者 議会基本条例制定特別委員会
委員長 上 田 美 利

延岡市議会議長 佐 藤 勉 様

延岡市議会の議決事件に関する条例を廃止する条例

延岡市議会の議決事件に関する条例（平成19年条例第47号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

議案第 121 号

延岡市議会基本条例の制定

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項の規定により提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

提出者 議会基本条例制定特別委員会
委員長 上 田 美 利

延岡市議会議長 佐 藤 勉 様

延岡市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動と責務（第2条—第4条）

第3章 市民との関係（第5条—第7条）

第4章 行政との関係（第8条—第12条）

第5章 議会運営（第13条）

第6章 議会の権能強化（第14条—第21条）

第7章 議会改革の推進（第22条）

第8章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬（第23条—第25条）

第9章 最高規範性と条例の見直し（第26条・第27条）

附則

延岡市議会（以下「議会」という。）は、延岡市民（以下「市民」という。）から選出された議員により構成される機関であり、同じく市民から選出された延岡市長（以下「市長」という。）とともに、延岡市の代表機関を構成している。

それぞれの機関は、ともに市民の負託に応え、議会は合議制の機関として、また市長は独任制の機関として、それぞれの特性を活かしながら、市民福祉の向上と郷土延岡市の発展を実現する共通の使命を有している。

地方分権が進展し、地方公共団体における自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する今日にあって、議会は二元代表制の趣旨を踏まえ、自らが持つ議決権や行政監視・評価といった権能を最大限に発揮するため、常に議員及び議会としての資質を高める努力を重ねながら、真の地方自治実現のため、その責務を果たさなければならない。

このため、議会は、市民への情報公開と説明責任を果たすことはもとより、市民との協働を進めるため、その多様な意見を聴き、反映させるための議員間討議を展開させ、必要な政策提言・政策立案を積極的に行い、さらに市民に開かれ、信頼される議会づくりを実現することが必要である。

ここに、議会は、地方自治の本旨実現のために、自らの活動と責務等を定めるとともに、市民との関係及び市長との関係を明確にし、市民の負託に的確に応えることを決意し、議会における最高規範として、この条例を定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めることにより、議会の活

性化を推進し、市民の負託に的確に応え、もって市民福祉の向上と延岡市の発展に寄与することを目的とする。

第2章 議会及び議員の活動と責務

(議会活動の原則と責務)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動し、その責務を果たさなければならない。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを認識し、公平性及び透明性を重視して、市にとって重要な事項の意思決定を行うとともに、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）が行う市政の運営状況を公正に監視、評価すること。
- (2) 市民の多様な意見を聴き、市政に反映させるために必要な政策を立案し、市長等への政策の提言に努めるとともに、国会又は関係行政庁への意見書提出にも積極的に取り組むこと。
- (3) 市民に開かれた議会を目指し、情報公開に取り組むとともに、市民に対して議会の議決又は運営についての経緯、理由等を説明すること。
- (4) 常に社会情勢を的確にとらえ、市民の視点に立った政策形成のため、調査機能体制の強化を図ること。

(議員活動の原則と責務)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動し、その責務を果たさなければならない。

- (1) 市民の代表として、公正及び公平に、市民全体の福祉向上を目指して活動すること。
- (2) 市政全般について市民の多様な意見を聴き、市政に反映させるため、常に自己研鑽に努めるとともに、広い視野と長期的展望を持って活動すること。
- (3) 議会活動を最優先するよう努めること。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うために、2人以上で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策の理念を共有する議員で活動しなければならない。
- 3 会派は、議会運営や政策立案、政策提言等に関して、十分な合意形成に努めなければならない。
- 4 会派は、視察を行ったときにはその内容について、速やかに報告書を作成し、議長に報告しなければならない。

第3章 市民との関係

(市民参加及び市民との協働)

第5条 議会は、市民に対して議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、市民との協働を図るよう努めなければならない。

2 議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的な視点等を議会の討議に反映させるよう努めなければならない。

3 議会は、請願及び陳情を市民の政策提案と位置づけ、その審議においては、必要に応じこれら提出者の意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会活動報告会)

第6条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議及び審査の内容について報告する議会活動報告会を毎年1回以上定期的に開催しなければならない。

2 議会活動報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第7条 議会は、開かれた議会を実現するため、本会議のほか、全ての会議を原則として公開する。

第4章 行政との関係

(議会と市長等との関係)

第8条 議会は、議会審議における議員と市長等との関係については、対等な緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議会の会議における議員と市長等との質疑応答は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議会の会議に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員からの質問又は質疑に対して反問することができる。

(文書質問)

第9条 議会は、閉会中に市長等に対し、文書により質問を行い、文書による回答を求めることができる。

(議会審議における論点情報の整理)

第10条 議会は、市長等が提案する重要な政策、施策、計画等(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点を整理し、その政策水準を高めるため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

(1) 政策等の提案に至った経緯及び理由

(2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討

(3) 市民参画の有無とその内容

(4) 延岡市長期総合計画(第12条に規定する延岡市長期総合計画をいう。)と

の整合性

(5) 財源措置

(6) 将来にわたる費用及び効果

(予算及び決算の審査)

第11条 議会は、市長が予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付する場合に当たっては、前条の規定に準じて、市長に対し、施策別又は事業別のわかりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。

(議決事件)

第12条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、延岡市長期総合計画（市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画をいう。）のうち基本構想及び基本計画の策定及び変更（軽微な変更を除く。）とする。

第5章 議会運営

(議会運営)

第13条 議会は、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議会は、議長の選挙を行うときは、所信を表明する機会を設け、その過程を明らかにするものとする。

3 議会は、重要な議案に対する議員の賛否の表明について、議会広報紙等により市民に公表するよう努めるものとする。

第6章 議会の権能強化

(議員相互間の討議)

第14条 議会は、言論の府であることを認識し、議会の権能を十分に発揮するため、議会における全ての会議において、積極的な議員相互間の討議を中心とした運営に努め、合意形成を図っていくものとする。

(委員会の活動)

第15条 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、専門性とその特性を発揮するため、それぞれ所管に属する事務の調査（以下「所管事務調査」という。）を積極的に行い、議案、請願等を審査するとともに、必要に応じて市長等に対して政策提言を行うものとする。

2 常任委員会は、所管事務調査に関し、任期開始当初に当該任期における活動方針及び関連する視察等について十分な検討を行い、活動計画を策定するよう努めるものとする。

3 常任委員会は、第1項の調査を終了したときは、その結果を次の定例会において報告しなければならない。

4 特別委員会は、議会の議決により付議された事件について、適切かつ迅速

に対応するため、目標、期間等を定めて、議案、請願等の審査及び調査を行うものとする。

5 委員会は、視察を行ったときは、その内容について速やかに報告書を作成し、議長に報告しなければならない。

6 委員会は、市政の課題に柔軟に対応するため、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換できる懇談会等を積極的に行うよう努めるものとする。

(政策提言協議の場の設置)

第16条 議会は、会議規則の定めるところにより、市政に関する重要政策及び課題について、共通認識及び合意形成を図り、議会としての対応方針を協議するための場を設置するものとする。

2 前項の協議において決定された事項については、市長等に対し政策提言を行うものとする。

(広報広聴)

第17条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるとともに、市民の意見や要望等を聴くための広聴活動に努めるものとする。

2 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報及び広聴に関する組織を置くものとする。

(議員の研修)

第18条 議会は、議員の政策の形成及び立案に関する能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第19条 議会は、政策等の形成及び広域的な課題に対処するため、他の地方公共団体の議会と積極的な交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第20条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務能力の充実強化並びに組織体制の充実に努める。

2 前項の調査機能については、別に定める議会事務局調査業務処理要領に基づき強化を図るものとする。

(議会図書室)

第21条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

2 議会図書室は、誰もが利用できるものとする。

3 議会図書室に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 議会改革の推進

(議会改革の推進)

第22条 議会は、議会の信頼性を高めるため、議会運営に関する評価と改善を行い、継続的な議会改革に取り組まなければならない。

- 2 議会は、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる会議規則、委員会に関する条例等及び議会内での申合せ事項について常に見直すよう努めなければならない。

第8章 議員の政治倫理、議員定数及び議員報酬

(議員の政治倫理)

第23条 議員は、市民全体の代表者として、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、行動しなければならない。

- 2 議員の政治倫理については、別に定める延岡市議会政治倫理綱領を遵守しなければならない。

(議員定数)

第24条 議員定数の改正について、委員会又は議員が条例改正議案を提案する場合は、明確な改正理由を付して提出するものとする。

- 2 前項の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。
- 3 前項の場合においては、人口、面積、財政力及び市の事業課題並びに類似市の議員定数を総合的に検討するものとする。

(議員報酬)

第25条 議員報酬の改正について、委員会又は議員が条例改正議案を提案する場合は、明確な改正理由を付して提出するものとする。

- 2 前項の改正に当たっては、類似市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

第9章 最高規範性と条例の見直し

(最高規範性)

第26条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の会議規則、委員会に関する条例等の制定又は改廃並びにその解釈及び運用に当たっては、この条例との整合を図らなければならない。

- 2 議会及び議員は、この条例の理念及び基本原則並びにこれらに基づいて制定される会議規則、委員会に関する条例等を遵守して議会を運営しなければならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、必要に応じて、この条

例に関する研修を行わなければならない。

(条例の見直し)

第27条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。